

仕 様 書

1 車体の形状	汚泥吸排車	
2 車種	キャブオーバー（2～3 トントラッククラス、標準キャブ、2 人乗り）	
3 規格	■燃料：軽油 ■駆動方式：後輪駆動 ■ミッション形式：マニュアル ■車体塗装（基本色）：イエロー ■車両総重量：7.5 トン未満（6 に示した架装を含む。） ■最大積載量：3.5 トン未満 ■適用免許：準中型自動車運転免許で運転可能であること。 ■環境性能：①又は②のいずれかの基準を達成していること。 ①平成 21 年排出ガス基準適合かつ平成 27 年度燃料基準 ②平成 27 年度燃料基準 5 %超過レベル	
4 年式指定	令和 4 年度式（新規登録車であること）	
5 付属品	■エアコン ■AM・FMラジオ ■カーナビゲーションシステム ■ドライブレコーダ ■エアバック（運転席・助手席） ■サンバイザー（運転席・助手席） ■サイドバイザー（運転席・助手席） ■ヒーターミラー ■フロアマット（全席） ■スノーブレード一式 ■スタッドレスタイヤ（ホイール付） ※タイヤの本数は、当該車両のタイヤ数に応じた本数とする。（例シングルリア：4 本、ダブルリア：6 本） ■標準工具一式 ■歯止め（1 セット） ■キャビン壁面に抗菌・抗ウィルスコーティングを施すこと。	
6 架装	搭載タンク	容量：1,400 リットル程度（汚泥最大積載量） 材質： 鋼板又は ステンレス鋼板（吸引・排出時の最大内圧に耐えうる強度を有すること。）
	真空ポンプ	1 基（真空度 0.093 Mpa 程度）
	吸入ホース	3 インチ×8 m 程度（ホース先端部に金具を取り付け、硬質ポリ塩化ビニル管を接続すること。詳細は契約後に協議。）
	排出方法	ダンプ排出（タンク後部扉を開き、ダンプアップして排出）及び加圧排出（排出用のバルブ接続したホースから排出）ができること。
	後部扉	開閉装置：外部一連式（補助締付装置を取り付けること。） 3 インチボールコック（排出用・吸入用）を取り付けること。
	洗浄装置	吐出圧：11.8 MPa 程度 理論吐出量：30.5 L/min 程度 水タンク：200 リットル程度 ホース：15A×20 m ³ （洗浄ノズルを取り付けること。） 洗浄ホースリールを設置すること。
	リアフェンダー	ステンレス製（角型）
	塗装	・車両と同色であること。 ・防錆のため、タンク・ハッチ類はカチオン電着塗装後、本塗装を行うこと。

(6 架装)	付属設備 ・左右リアフェンダーの後部に箱状の物入を取り付けること。 ・工具箱（1,100 mm×203 mm×350 mm程度）を取り付けること。 ・タンク後部に、物量計（蓋付）・ホース受けを取り付けること。 ・セーフティコーン受けを取り付けること。
7 借受期間	令和5年2月1日～令和10年1月31日（60 カ月）※納入期限は令和5年2月1日とする。
8 年走行距離	約 1,000km（これを超過した場合でも追加費用は発生しないものとする。）
9 借受台数	2 台（それぞれの保管場所等は 10 のとおり）
10 納入・検査 ・保管場所	東部下水管理センター（札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 11 号）：1 台 西部下水管理センター（札幌市西区八軒 9 条西 7 丁目 1 番 30 号）：1 台
11 保険加入	(1) 当該車両の自動車損害賠償責任保険は、受注者の負担とする。 (2) 任意保険は受注者の負担とし、次の内容による。 ■年齢制限：なし ■対人保険：無制限 ■対物保険：無制限（免責額なし） ■搭乗者保険又は人身傷害保険：1 名につき 2,000 万円以上 ■車両保険：時価（免責額なし） (3) 任意保険証の写しを車検証に添付すること。
12 メンテナンス等	(1) 定期点検（オイル等の交換又は補充、法定点検を含む。）及び車検に係る一切の経費は受注者の負担とし、確実に実施すること。 (2) オイル交換は半年ごとに行うこと。 (3) 事故処理及びこれに伴う車両の修理・修繕は、受注者の責任において行い、燃料費及び架装にかかる修理費用は札幌市の負担とする。 (4) タイヤの履き替えは、札幌市の指示に従い、受注者が行うこと。 (5) 夏タイヤ及びスタッドレスタイヤは 3 シーズン経過後に新品のタイヤと交換すること。 (6) 架装に係る製作時の不具合に起因した架装の破損、故障等については、受注者が修理等を行うこと。 (7) 不明な点については、札幌市と協議すること。
13 費用負担	(1) 車両の維持管理に要する経費のうち、札幌市が負担する費用は燃料費及び洗車費とし、その他の経費は受注者の負担とする。（ウィンドウウォッシャー液、パンク修理費等は受注者の負担とする。） (2) 車両引渡時の燃料は、札幌市及び受注者の双方とも容器内 100%とする。 (3) 経費について疑義が生じた場合、札幌市と協議するものとする。
14 その他	(1) 納入期限までに納車できない場合は、札幌市と協議すること。 架装に係る詳細は、契約後、札幌市と協議すること。 (2) 仕様書等に記載のない事項については、受注者と札幌市が協議のうえ、決定する。 (3) リース期間終了後は、受注者が保管場所から車両を引取ること。
15 担当	札幌市白石区本通 20 丁目北 2 番 11 号 札幌市下水道河川局事業推進部東部下水管理センター